

第4章

許可の基準（生態系と景観の保全）

第4章 許可の基準（生態系と景観の保全）

（施行規則 第22条、第25条、第28条、第29条）

行 為	1. 鉱物の掘採・土石の採取		2. 土地の形状変更		3. 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去		4. 建築物の外観の模様替え	5. 建築物・工作物の色彩の変更	6. 天然林の伐採	7. 針葉樹（スギ・ヒノキ）の植樹	8. 看板、広告板等の設置	9. 屋外における物品の集積又は貯蔵															
	回廊	保全活用	回廊	保全活用	建築物の建築等	工作物の建築等																					
該当する重点地域	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用									
生態系の保全（7項目）	① 重要な動植物の保全	○	○	① 重要な動植物の保全	○	○	① 重要な動植物の保全	○	○	① 重要な動植物の保全	○	×	① 重要な動植物の保全	○	○	① 重要な動植物の保全	○	○									
	② 緩衝帯の配置	○	○	② 振動・騒音の抑制	○	○	② 光害の抑制	○	○				② 光害の抑制	○	○												
	③ 振動・騒音の抑制	○	○	③ 濁水対策	○	○	③ し尿及び雑排水の処理	○	○																		
	④ 濁水対策	○	○	④ 排水の計画	○	○	④ 振動・騒音の抑制	○	○																		
	⑤ 排水の計画	○	○				⑤ 緩衝帯の配置	○	○																		
景観の保全（21項目）	① 裸地の遮蔽	○	○	① 自然景観の保全	○	○	① 稜線の分断	×	○	① 外観の模様替え	○	○	① 建築物の色彩	○	○	① 天然林の保全	○	×	① 間伐の計画	○	×	① 看板・広告板等の色彩	○	○	① 物品の遮蔽	○	○
	② 稜線の分断	×	○	② 稜線の分断	×	○	② 建築物の高さ、建蔽率	○	○	② 工作物の高さ	○	○	② 工作物の色彩	○	○				② 付帯して行う行為	○	○	② 付帯して行う行為	○	○	② 付帯して行う行為	○	○
	③ 盛土及び切土の高さ	○	×	③ 石垣の保全	○	○	③ 建築物の色彩	○	○	③ 工作物の色彩	○	○															
	④ 石垣の保全	○	○	④ 天然林の保全	○	×	④ 建築物の形態と素材	○	○	④ 緑地の保全	○	○															
	⑤ 天然林の保全	○	×	⑤ 緑地の保全	○	○	⑤ 緑地の保全	○	○	⑤ 太陽光発電施設の遮蔽	○	○															
	⑥ 法面等の緑化	○	○				⑥ 跡地の整理	○	○	⑥ 跡地の整理	○	○															
							⑦ 付帯して行う行為	○	○	⑦ 電線路等の支持物の設置	○	×															
										⑧ 付帯して行う行為	○	○															

○ 審査する項目
× 適用除外項目

第4章 許可の基準 1 2 3 4 5 6 7 8 9

1. 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの
四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響が大きい。一方、高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。	流域における林地開発の事例調査の結果、行為の大半が1,000㎡以上の規模であり、生態系や景観への配慮が必要とした。一方、高さ3.0mは、平均的な平屋建て住宅の軒高に相当し、景観へ配慮したもの。

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全 ② 緩衝帯の配置 ③ 振動・騒音の抑制	④ 濁水対策 ⑤ 排水の計画 ⑥ 盛土及び切土の高さ
	① 裸地の遮蔽 ② 稜線の分断 ③ 盛土及び切土の高さ
	④ 石垣の保全 ⑤ 天然林の保全 ⑥ 法面等の緑化

■ 生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地[※]でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討[※]し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
（自然環境保全基礎調査）

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

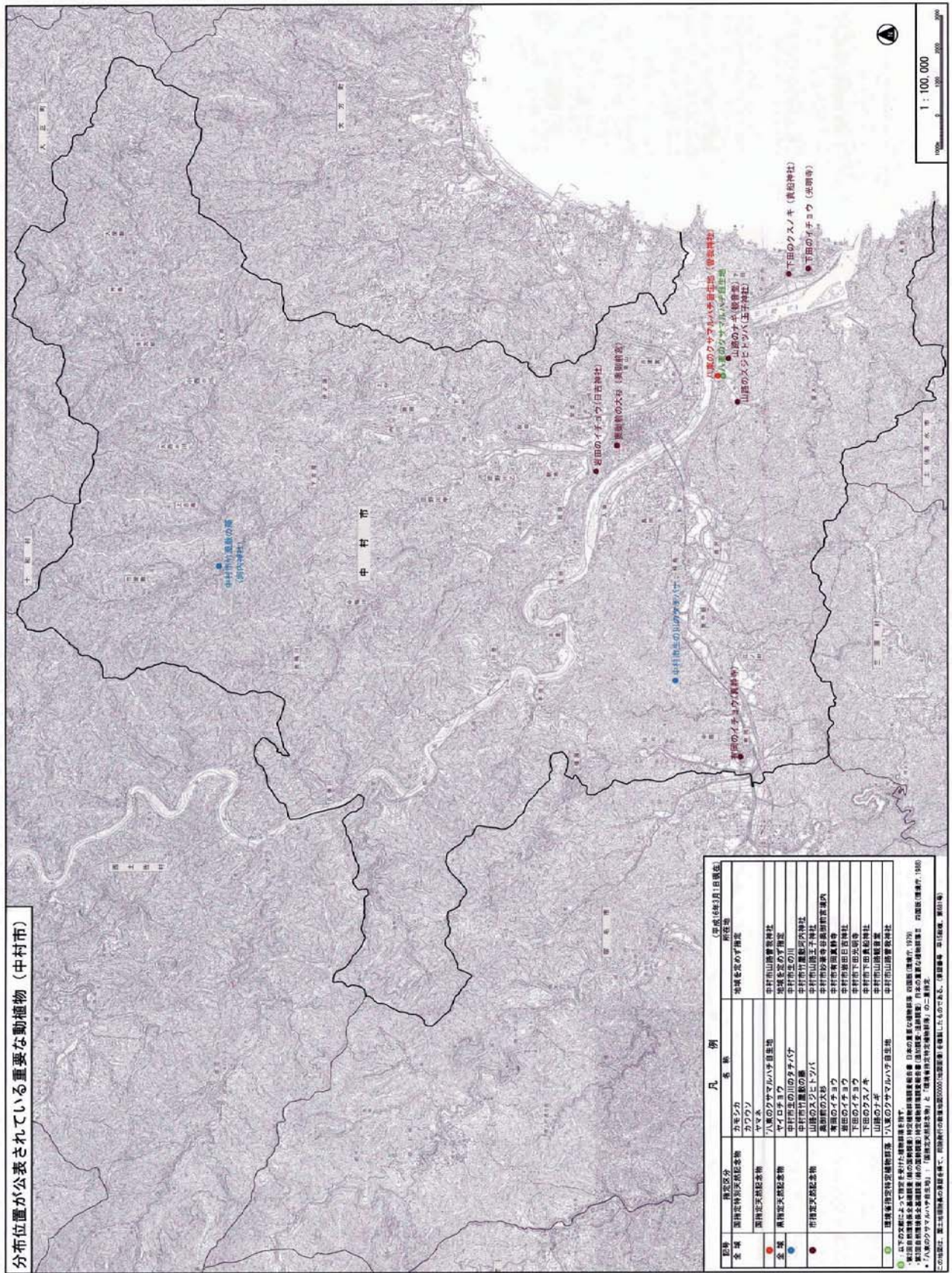
面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

■ 分布位置が公表されている重要な植物（特定植物群落）

「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」

(自然環境保全基礎調査)

四万十市（旧中村市）

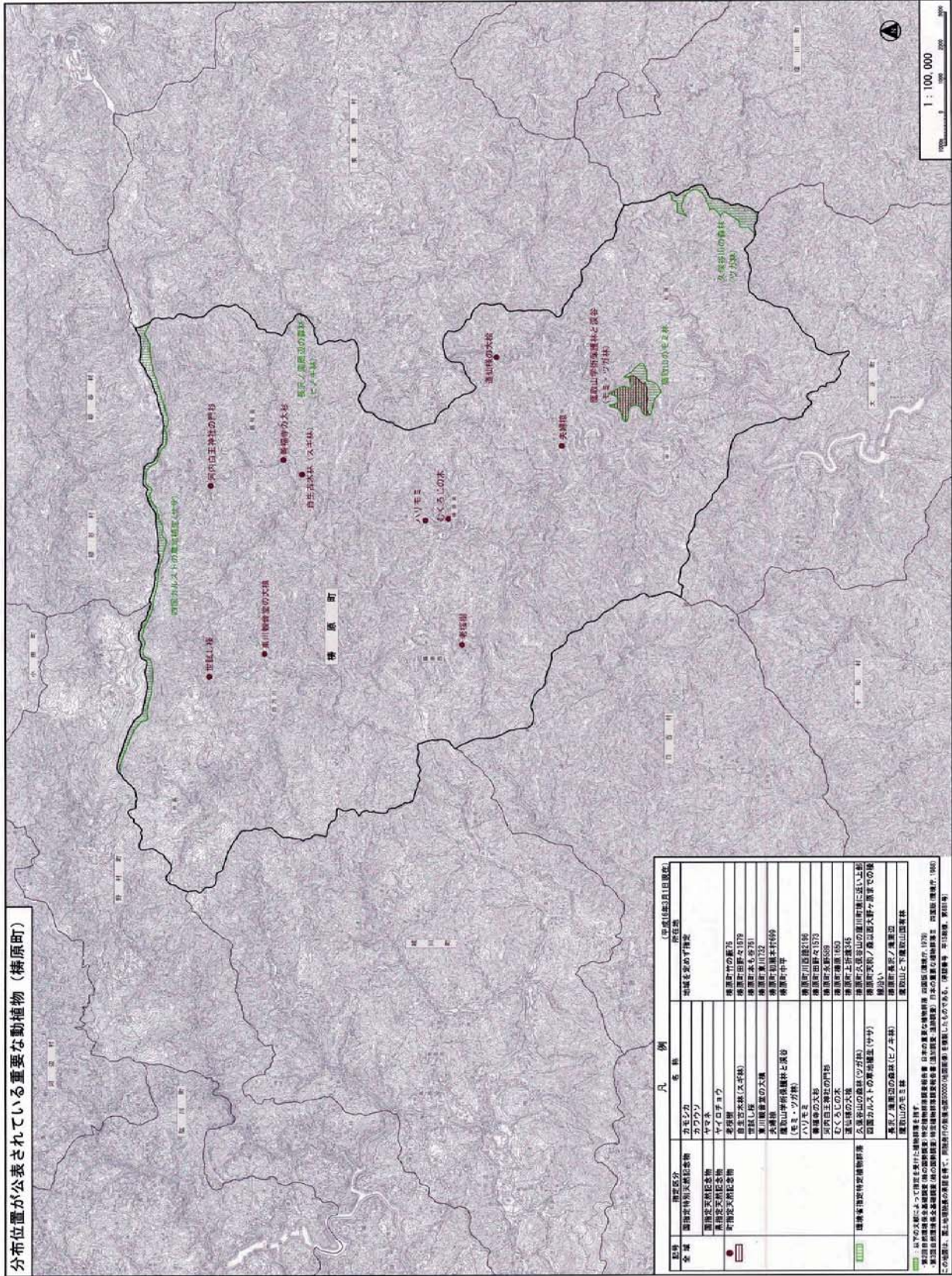


分布位置が公表されている重要な動植物（中村市）

第4章 許可の基準

栲原町

分布位置が公表されている重要な動植物（栲原町）



配付	種別区分	名称	所在地
●	重要動物	カモシカ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
		ヤマシロウ	栲原町 栲原川
■	重要植物	栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川
		栲原町の野苧	栲原町 栲原川

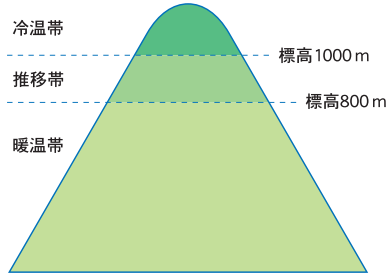
※ 本表は、平成25年度「重要動物植物の分布位置公表事業」に基づき作成されたものである。公表された情報は、公表時点の状況に基づき、変更される可能性がある。また、公表された情報は、公表された時点での状況に基づき、変更される可能性がある。また、公表された情報は、公表された時点での状況に基づき、変更される可能性がある。

■ 分布位置が公表されていない重要な動植物（レッドデータブック（RDB）など）

「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」

（自然環境保全基礎調査）

1. 気候帯の分類



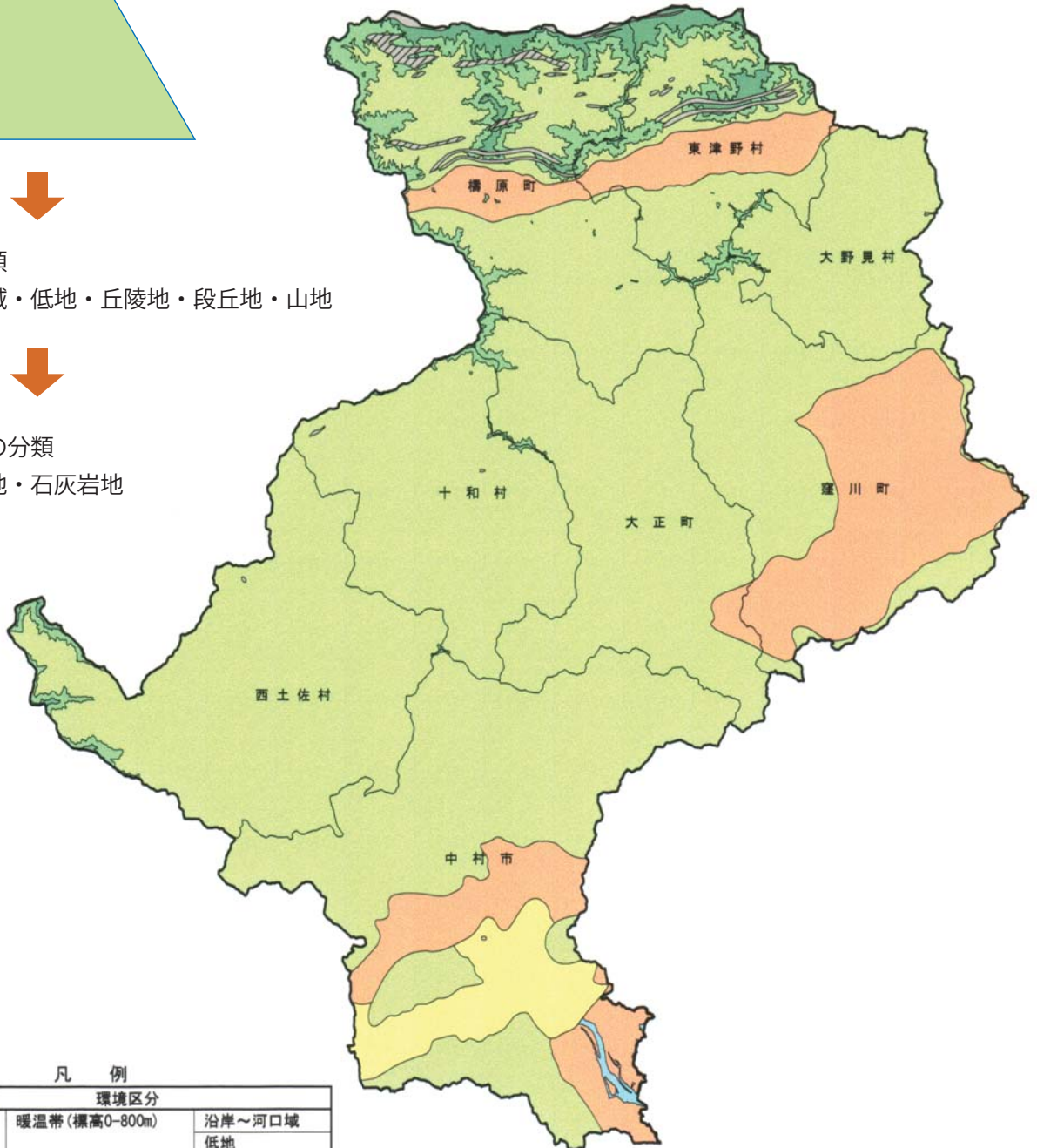
2. 地形の分類

- ・ 沿岸～河口域・低地・丘陵地・段丘地・山地



3. 特殊地質の分類

- ・ 超塩基性岩地・石灰岩地



凡 例

記号	環境区分	
	気候帯	暖温帯(標高0-800m)
		沿岸～河口域
		低地
		丘陵地・段丘地
		山地
		推移帯(標高800-1000m)
		山地
		冷温帯(1000m以上)
		山地
	特殊地質	石灰岩地
		超塩基性岩地

*気候帯は以下の文献を参考とし、括弧内の標高で区分した。
 ・高知県の植生と植物相（山中二男，1978）
 *地形及び地質は以下の文献の地形分類及び表層地質図を基に区分した。
 ・土地分類図（高知県）（経済企画庁総合開発局，1974）



4. 環境評価別にみた配慮方針

環境評価	状況	配慮方針
A	重要な動植物の出現する可能性が非常に高い環境	環境調査を実施するか、専門家（環境アドバイザー等）の助言を仰ぐ必要があります。
B	重要な動植物の出現する可能性が高いと考えられる環境	専門家（環境アドバイザー等）の助言を仰ぐかどうか検討してください。
C	重要な動植物の出現する可能性が低い環境	公共工事に関する「高知県四万十川流域環境配慮指針」に示された保全対策を実施してください。
—	重要な動植物がほとんど利用しない環境	現場周辺の状況を勘案のうえ、重要な動植物が生育・生息できる環境の創出を検討することが望めます。

5. 環境評価の一覧表

暖温帯		生物群								
環境区分		魚介類	植物	鳥類	哺乳類	両生類 爬虫類	昆虫類	貝類		
沿岸～河口域	沿岸	—	C	B	C	—	C	—		
	河口域	A	C	B	C	—	C	C		
低地	水域	河川	C	C	C	C	—	C	C	
		細流	C	C	—	—	—	C	C	
		池沼	C	C	C	—	—	A	C	
	水辺	砂礫地	—	C	C	C	—	C	—	
		低茎草地	—	B	B	C	—	C	—	
		高茎草地	—	C	B	—	—	C	—	
		河畔林	—	C	C	—	—	C	—	
	陸域	乾田	—	C	C	—	—	C	—	
		湿田	—	C	B	—	—	C	C	
		畑地	—	C	C	—	—	C	—	
		低茎草地	—	B	C	—	—	—	—	
		高茎草地	—	C	C	—	—	—	—	
	丘陵地・段丘地	水域	河川	C	C	C	C	—	C	C
			細流	C	C	C	—	—	C	C
池沼			C	C	C	—	—	A	C	
水辺		砂礫地	—	C	C	C	—	C	—	
		岩盤地	—	C	—	—	—	—	—	
		低茎草地	—	B	B	C	—	C	—	
		高茎草地	—	C	B	—	—	C	C	
陸域		河畔林	—	C	C	—	—	C	—	
		乾田	—	C	B	—	—	C	—	
		湿田	—	C	B	—	—	C	C	
		畑地	—	C	B	—	—	C	—	
		低茎草地	—	B	B	—	—	—	—	
		高茎草地	—	C	C	—	—	—	—	
		路傍	—	C	—	—	—	—	—	
山地	水域	河川	C	C	C	—	—	C	C	
		細流	C	C	—	—	C	C	C	
		池沼	C	C	C	—	—	B	C	
	水辺	砂礫地	—	C	C	—	—	C	—	
		岩盤地	—	C	—	—	—	—	—	
		低茎草地	—	B	C	—	—	C	—	
		高茎草地	—	C	C	—	—	C	—	
陸域	河畔林	—	C	C	—	—	C	—		
	乾田	—	C	C	—	—	C	—		
	湿田	—	C	C	—	—	C	C		
	畑地	—	C	C	—	—	C	—		
	低茎草地	—	B	C	—	—	C	—		
	高茎草地	—	C	C	—	—	—	—		
	路傍	—	C	—	—	—	—	—		
山地	陸域	林縁	—	C	—	—	—	—		
		スギ・ヒノキ植林	—	B	B	C	C	C	—	
		アカマツ林	—	C	B	—	—	C	—	
	水辺	竹林	—	C	—	—	—	—		
		常緑広葉樹林	—	A	C	C	C	B	C	
		落葉広葉樹林	—	A	C	—	—	C	C	
		河川	C	C	C	—	—	C	C	
		細流	C	C	—	—	C	C	C	
		池沼	C	C	C	—	—	B	C	
		砂礫地	—	C	C	—	—	C	—	
山地	水辺	岩盤地	—	C	—	—	—	—		
		低茎草地	—	B	C	—	—	C	—	
		高茎草地	—	C	C	—	—	C	—	
	陸域	河畔林	—	C	C	—	—	C	—	
		乾田	—	C	C	—	—	C	—	
		湿田	—	C	C	—	—	C	C	
		畑地	—	C	C	—	—	C	—	
		低茎草地	—	B	C	—	—	C	—	
		高茎草地	—	C	C	—	—	—	—	
		路傍	—	C	—	—	—	—	—	
山地	陸域	林縁	—	C	—	—	—	—		
		スギ・ヒノキ植林	—	B	B	C	C	C	—	
		アカマツ林	—	C	B	—	—	C	—	
	水辺	竹林	—	C	—	—	—	—		
		常緑広葉樹林	—	A	C	C	C	B	C	
		落葉広葉樹林	—	A	C	C	C	B	C	
		河川	C	C	C	—	—	C	C	
		細流	C	C	—	—	C	C	C	
		池沼	C	C	C	—	—	B	C	
		砂礫地	—	C	C	—	—	C	—	

推移帯		生物群							
環境区分		魚介類	植物	鳥類	哺乳類	両生類 爬虫類	昆虫類	貝類	
山地	水域	河川	C	—	C	—	—	C	—
		細流	C	—	—	—	C	C	—
	水辺	砂礫地	—	C	—	—	—	C	—
		岩盤地	—	C	—	—	—	—	—
		低茎草地	—	C	C	—	—	C	—
		高茎草地	—	C	—	—	—	—	—
	陸域	河畔林	—	C	—	—	—	C	—
		低茎草地	—	B	C	—	—	B	—
		高茎草地	—	C	C	—	—	—	—
		ササ原	—	C	C	C	—	—	—
		路傍	—	C	—	—	—	—	—
		林縁	—	C	—	—	—	—	—
		スギ・ヒノキ植林	—	B	C	C	C	C	—
		アカマツ林	—	—	C	—	—	C	—
常緑広葉樹林		—	A	C	C	C	B	C	
落葉広葉樹林		—	A	B	C	C	A	B	
針葉樹林	—	—	C	—	—	B	—		
岩盤地	—	C	—	—	—	—	—		

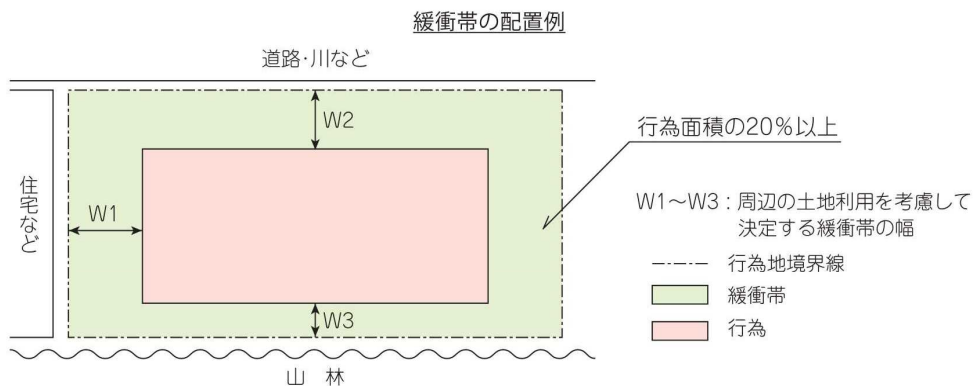
冷温帯		生物群								
環境区分		魚介類	植物	鳥類	哺乳類	両生類 爬虫類	昆虫類	貝類		
山地	水域	細流	—	—	—	—	C	C	—	
		水辺	低茎草地	—	C	C	—	—	C	—
			高茎草地	—	C	—	—	—	—	—
	河畔林		—	C	—	—	—	—	—	
	陸域	低茎草地	—	B	C	—	—	B	—	
		高茎草地	—	B	C	—	—	—	—	
		ササ原	—	C	C	C	—	C	—	
		路傍	—	C	—	—	—	—	—	
		林縁	—	C	—	—	—	—	—	
		落葉広葉樹林	—	A	B	C	C	A	B	
		針葉樹林	—	—	C	—	—	C	—	
	岩盤地	—	C	—	—	—	—	—		

特殊地質		生物群						
環境区分		魚介類	植物	鳥類	哺乳類	両生類 爬虫類	昆虫類	貝類
超塩基性岩地		—	A	—	—	—	A	—
石灰岩地		—	A	—	—	—	A	A

② 緩衝帯の配置

次に掲げる条件を満たしていること。

- ア 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、在来種の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。
- イ 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。



■ 定義

中高木：中木（1.0m～3.0m）以上の樹木

面積：面積は、投影面積とする

緩衝帯：自動車交通や工場の操業などにより発生する振動、騒音、排出ガスなどの影響を和らげる施設として、幹線道路や自動車専用道路の外側に設置する植樹帯及び側道などの環境施設帯、公害や災害の発生源と市街地を分離遮断するために設ける緩衝緑地などを総じて緩衝帯という。

土地利用：商業地、居住地、学校、公園緑地、農地、山林などの他、道路、河川なども含む

■ 解説

行為地周辺の動植物への振動、騒音などの影響を樹木による緩衝機能により緩和する。

面積率は、工場立地法における以下の基準値を参考とした。

緑地面積の敷地面積に対する割合

- ・第一種地域 20%超～25%以下（住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域）
- ・第二種地域 15%超～20%以下（主として工業等の用に供されている区域）

③ 振動・騒音の抑制

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

低騒音型建設機械の例



■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する基準となり判断が困難なため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

④ 濁水対策

次に掲げる条件を満たしていること。

ア 行為に際し、貯留施設を設置しない場合（採石法（昭和25年法律第291号）に基づき岩石を採取する場合を除く）は、沈砂池（降雨強度を60mm/hとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。）を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずること。

イ 採石法に基づき岩石を採取する場合は、「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

行為の規模、施工方法等により、濁水の影響が懸念される場合は、明示すること。

例）工事中のブルーシートによる養生等。

工事中の沈砂池の配置イメージ



工事完了後の沈砂池のイメージ

〈土地の形状変更により設けた沈砂池〉



〈ほ場整備事業により設けた沈砂池〉



環境に配慮した沈砂池及び排水施設のイメージ

〈四万十市とんぼ公園〉



■ 解説

鉋物の掘採や土石採取、工事中及び工事完了後の濁水により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池又は排水施設を設けて土や泥を沈めることにより、濁りの少ない上水を川に流そうとするものである。

なお、沈砂池の設置基準は、宅地防災マニュアルを参考とした。

(詳細は第6章 Q&A、第9章 設計計算例(沈砂池・排水施設)参照)

※沈砂池の規模のイメージ

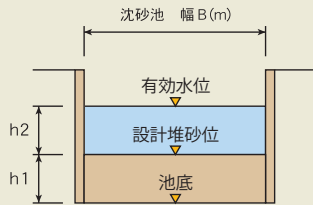
行為面積 1,000㎡の場合

沈砂池幅 B=2.0m

沈砂池延長L=8.0m

堆砂深 h1=0.5m

有効水深 h2=0.5m



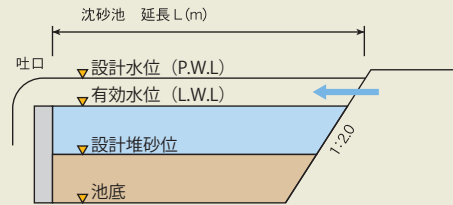
行為面積 10,000㎡の場合

沈砂池幅 B=5.0m

沈砂池延長L=20.0m

堆砂深 h1=0.5m

有効水深 h2=0.5m



浸透枡等の雨水浸透施設により濁水対策を講じる場合は、「雨水浸透施設技術指針(案)」を参考に、規模、構造を決定し、設置するとともに、浸透枡においては浸透能力を維持するための適切な維持管理を行うこととした。

⑤ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

■ 配慮要請項目（許可書へ明示）

下流域の地下水や湧水などに配慮するため、行為地内における舗装などの構造は、透水性の材料を使用するよう努めること。

四季を通じて流水のある谷のイメージ



■ 解説

動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、行為後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物の保全に配慮する。

■ 景観の保全

① 裸地の遮蔽

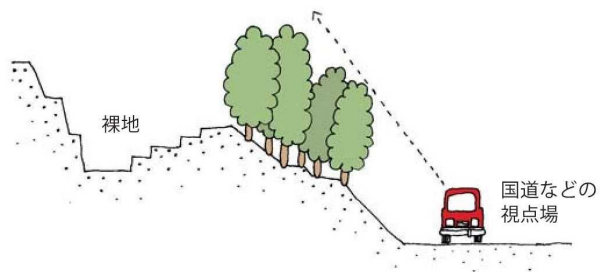
行為地に、主要な眺望場所（四万十川本川又は本川沿いの主要な国道もしくは県道）から見える裸地が生じる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、在来種による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10.0m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。

■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、原則として遮蔽措置を行う。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路とした。また、主要な支川については、既存の地域産業へ配慮するため除外した。

遮蔽措置のイメージ



② 稜線の分断

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

稜線を分断する行為のイメージ



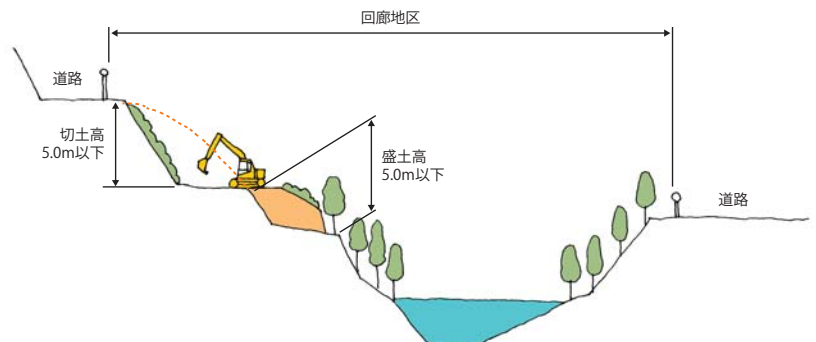
③ 盛土及び切土の高さ

「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは、それぞれ5.0m以下であること。
なお、このときの高さは、行為地内における最大値とする。

■ 解説

回廊地区においては、地形の改変を可能な限り抑えて景観に配慮することや、川への土砂崩壊の危険を回避することを目的とし、一般的に安定上小段を設ける高さ5.0mを、盛土及び切土の限界高として規定する。

盛土及び切土高の規定イメージ



④ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合には、行為地内において材料として利用すること。

■ 解説

四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り保全し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村景観を保全する。

棚田の石垣を保全した例



⑤ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 水辺の天然林は原則として保全すること。

イ 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

⑥ 法面等の緑化

行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化をすること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

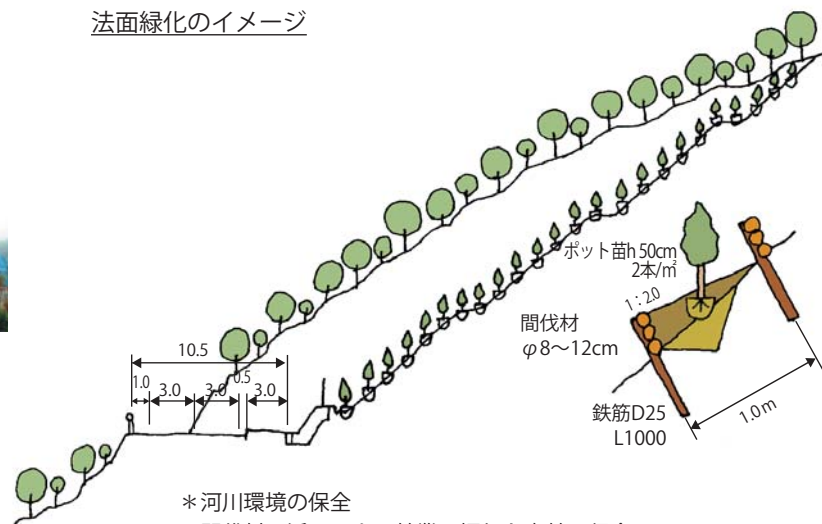
ア 在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。

イ 法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠等と、アによる緑化を併用した工法とすること。

■ 苗木による植栽の事例

地域の間伐材を客土の土留めに使用し、ここに種から育てた苗木を植栽して、森林の復元を図る工法

法面緑化のイメージ



- * 河川環境の保全
- * 間伐材の活用による林業の振興と森林の保全
- * ポット苗の生産による中山間地域の産業の振興

■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として、在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

2. 盛土又は切土により規則で定める高さを超える土地の形状の変更をすること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
100㎡以上	1,000㎡以上
面積100㎡は、流域の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。	面積1,000㎡は、事例調査の結果、開発行為として一般的な規模であり、生態系や景観への影響を配慮して定めたもの。
規則で定める高さは、盛土にあつては1.0m、切土にあつては2.0mとし、このときの高さは、行為地内における最大値とする。	

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な動植物の保全 ② 振動・騒音の抑制 ③ 濁水対策 ④ 排水の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然景観の保全 ② 稜線の分断 ③ 石垣の保全 ④ 天然林の保全 ⑤ 緑地の保全

■ 生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地*でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
(自然環境保全基礎調査)

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

② 振動・騒音の抑制

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する基準となり判断が困難なため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

③ 濁水対策

行為に際し貯留施設を設置しない場合は、沈砂池（降雨強度を60mm/hとし、滞留時間が30秒以上となるもの）を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

行為の規模、施工方法等により、濁水の影響が懸念される場合は、明示すること。
例) 工事中のブルーシートによる養生等。

■ 解説

工事中及び工事完了後の濁水により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池又は排水施設を設けて土や泥を沈めることにより、濁りの少ない上水を川に流そうとするものである。

なお、沈砂池の設置基準は、宅地防災マニュアルを参考とした。

※沈砂池・排水施設の規模のイメージを、P45、P46に例示

（詳細は第6章Q&A、第9章設計計算例（沈砂池・排水施設）参照）

浸透柵等の雨水浸透施設により濁水対策を講じる場合は、「雨水浸透施設技術指針（案）」を参考に、規模、構造を決定し、設置するとともに、浸透柵においては浸透能力を維持するための適切な維持管理を行うこととした。

④ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

■ 配慮要請項目（許可書へ明示）

下流域の地下水や湧水などに配慮するため、行為地内における舗装などの構造は、透水性の材料を使用するよう努めること。

■ 解説

動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、行為後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物の保全に配慮する。

■ 景観の保全

① 自然景観の保全

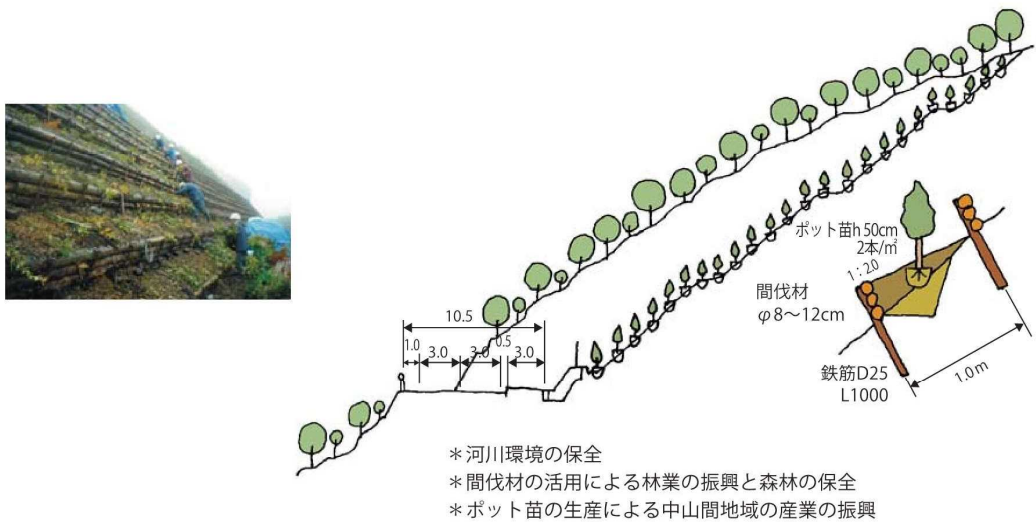
行為によって、自然景観が損なわれる場合は、次に掲げる方法により、緑化し、又は遮蔽すること。

- ア 盛り土及び切土の法面は、在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。
- イ 盛り土及び切土の法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠等と、アによる緑化を併用した工法とすること。
- ウ 「回廊地区」において、コンクリート、鋼材等による土地の嵩上げを行う場合は、自然石、在来種による植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。

■ 苗木による植栽の事例

地域の間伐材を客土の土留めに使用し、ここに種から育てた苗木を植栽して、森林の復元を図る工法

法面緑化のイメージ



■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として、在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

その土地の気候風土に応じて育つ潜在自然植生種による緑化が望ましいが、苗木等の確保が市場の影響を受けるため、民間の行為に対して義務付けることは過大な負担であると判断し、在来種の苗木等を使用することとした。

また、川沿いの回廊地区においては、特に自然景観が豊かなことから、構造物等によって嵩上げを行う場合は、自然石を用いたり、植栽を施すことによって、周辺の景観を保全する。

② 稜線の分断

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。



③ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合には、行為地内において材料として利用すること。

■ 解説

四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村の風景を保全する。

④ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 水辺の天然林は原則として保全すること。

イ 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

⑤ 緑地の保全

行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。

■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているもの）で表面が被われている土地。

■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。

緑地の配置を原則としたのは、ガソリンスタンドなど構造上の問題が生じる場合を想定している。

緑地を配置した施設のイメージ



3. 建築物その他規則で定める工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること

3-1 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
建築面積100㎡以上又は高さ10.0mを超えるもの	
建築面積100㎡又は高さ10.0mとは、一般的な専用住宅の規模以上を想定したものである。	

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全 ② 光害の抑制 ③ し尿及び雑排水の処理 ④ 振動・騒音の抑制	① 稜線の分断 ② 建築物の高さ、建蔽率 ③ 建築物の色彩 ④ 建築物の形態と素材 ⑤ 緑地の保全 ⑥ 跡地の整理 ⑦ 附带して行う行為

■ 生態系の保全

① 重要な動植物の保全

新築	増築	改築	移転	撤去
○				

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地*でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
（自然環境保全基礎調査）

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。

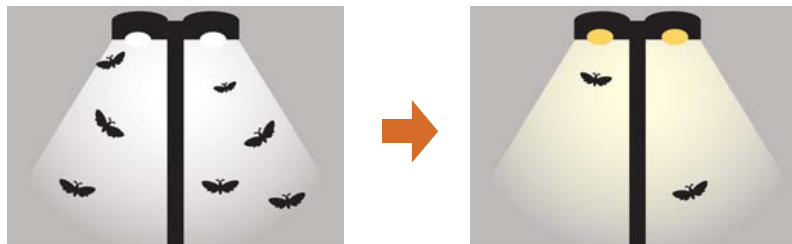
四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

② 光害の抑制

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培及び病害虫防除のために設置する場合を除く。）は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

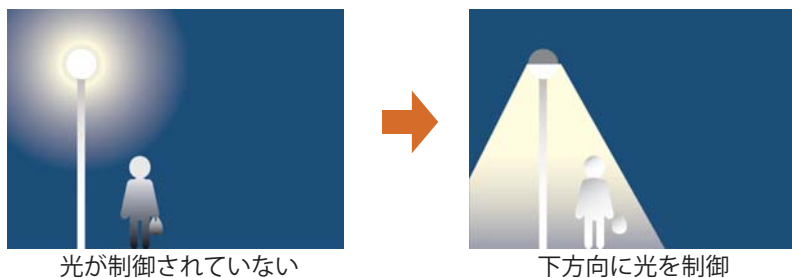
光害抑制のイメージ



■配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とすること。

光害抑制のイメージ



■解説

生態系の保全には、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

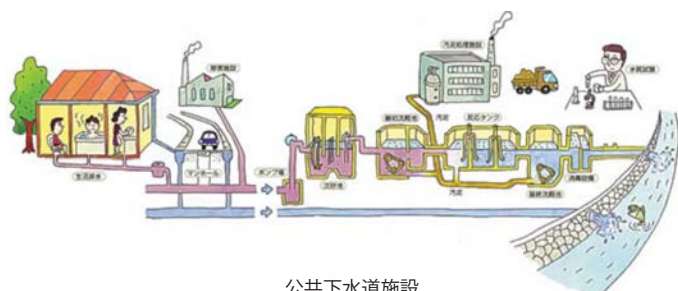
また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限にするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

③ し尿及び雑排水の処理

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

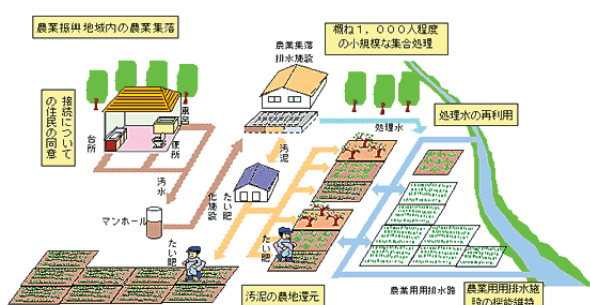
し尿及び排泄水の処理のイメージ



公共下水道施設



浄化槽



農業集落排水施設



漁業集落排水施設

■ 解説

水質汚濁防止法において、特定事業場から公共用水域に排出する水質の規制値が定められているため、四万十川条例では、これ以外の建築物の“し尿及び雑排水の処理”について規定し、水質の保全に努めることとした。

下水道法では施設整備後3年以内に、農業集落排水では速やかに接続することとされており（市町村によっては条例で年数を定めているところもある。）、雑排水処理の指導は、基本的に市町村の役割となっている。

④ 振動・騒音の抑制

新築	増築	改築	移転	撤去
○	○	○	○	○

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する規制基準となり判断が困難であるため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

■ 景観の保全

① 稜線の分断

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○		○	○	

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

稜線を分断する行為のイメージ



② 建築物の高さ、建蔽率

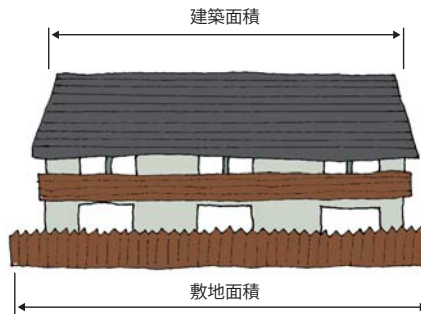
新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○				

次に掲げる条件を満たすこと。

重点地域	制限項目	建築物の高さ	建蔽率
回廊地区		13mを超えない	建築面積／敷地面積が60%以下
保全・活用地区		20mを超えない	制限は設けない

■ 定義

建築物の高さ、敷地面積、建築面積の定義は、建築基準法施行令第2条によるものとする。



$$\text{建蔽率} = \text{建築面積} / \text{敷地面積}$$

■ 解説

(回廊地区)

川沿いに建築物が密集することによって、道路などから見た四万十川の眺望を阻害することを防止するため、建築物の高さ、建蔽率について規定する。また、高さ13mは自然公園法における第2種及び第3種特別地域の建築物の上限値に拠ったものであり、概ね4階建ての建築物に相当する。

なお、建蔽率は、農山村の風景を保全する観点から都市計画区域の未線引地域（主に農村地域）に適用されている60%を参考とした。

(保全・活用地区)

一軒であっても、その建築物の形態によっては、周辺の自然景観を損うおそれがあることから定めたもの。また、高さ20mは先進地における建築物の高さの上限値を参考としたものである。

③ 建築物の色彩

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

四万十川流域の農山村風景



■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる極端に奇抜な色彩を避けるよう、彩度により許可の判断を行う。

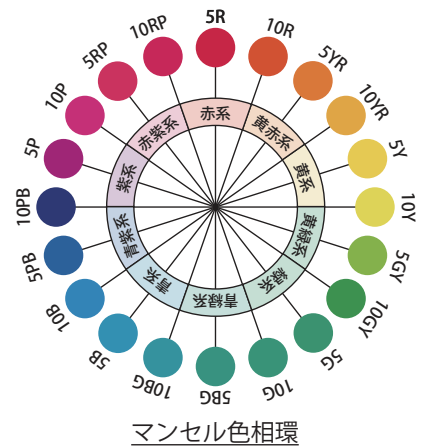
また、日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を排除する観点から彩度を10未満と定めた。

■マンセルの表色系とは

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現している。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、正確かつ客観的に表すことはできない。

このため、本手引では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いる。

マンセル表色系では、色相 (Hue)、明度 (Value)、彩度 (Chroma) の3つの属性の組み合わせによって表現する。



マンセル色相環

●色相 (Hue) とは

いろあいのこと。10種の主要色相 (赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)) で表示する。

●明度 (Value) とは

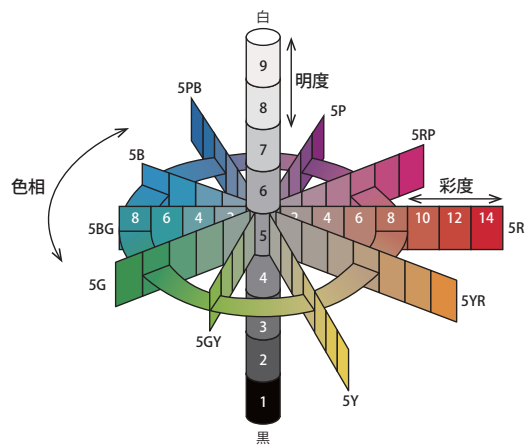
色の明るさの度合いのこと。

0から10までの数値で表し、黒に近いほど数値が小さく、白に近いほど数値が大きくなる。

●彩度 (Chroma) とは

色の鮮やかさの度合いのこと。

0から14程度の数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなる。



マンセル表色系のしくみ

●マンセル記号による色彩の表し方

マンセル記号は、色相、明度、彩度この3つの属性の組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号。有彩色は、5R5/14のように、色相、明度 / 彩度を組み合わせて表記する。

〈表記例〉



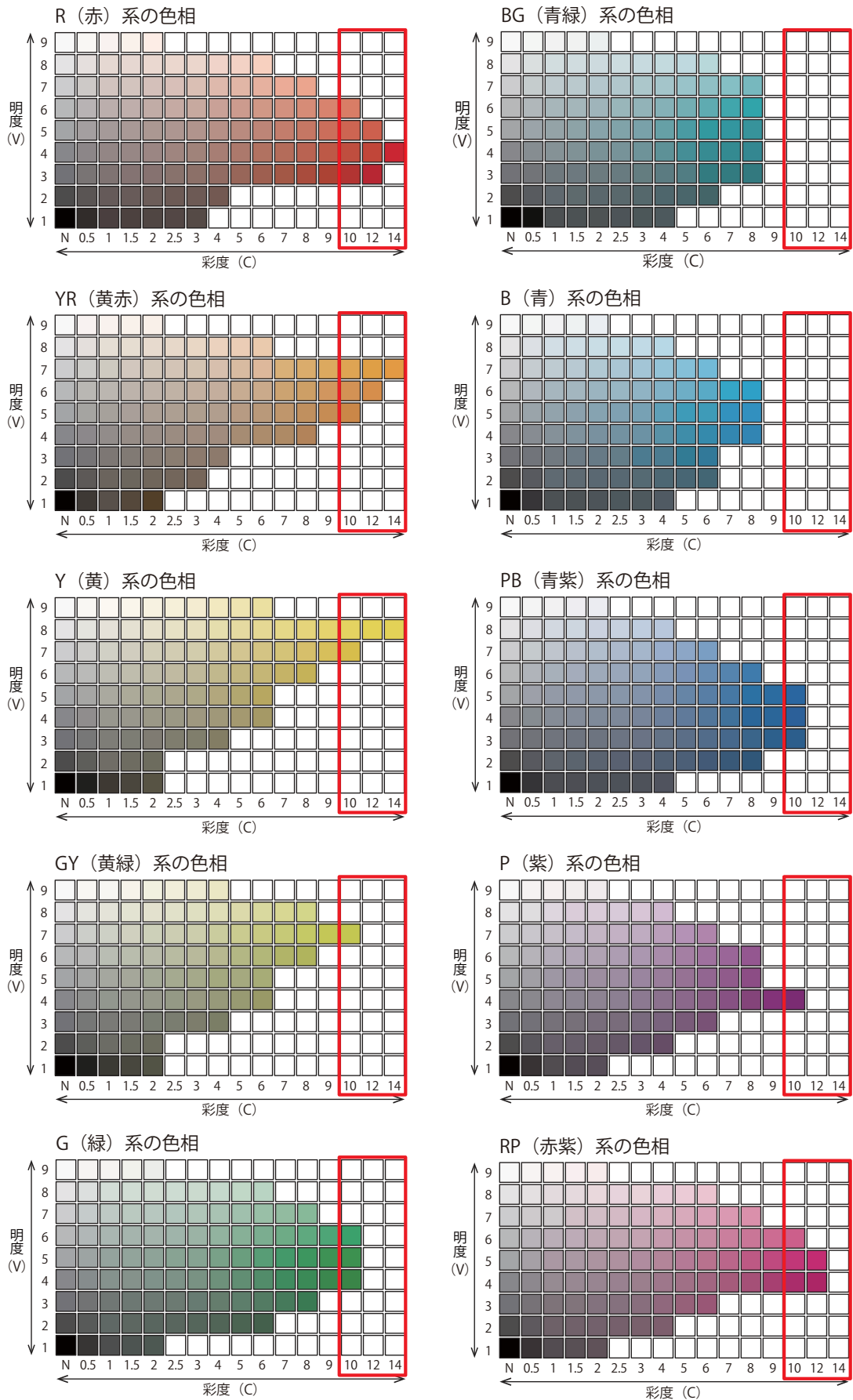
無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

〈表記例〉



■ 彩度の基準で排除される色見本のイメージ（マンセル表色系）

赤囲いは、彩度 10 以上の色調であることから、この色調を排除する観点から彩度を 10 未満と規定した。



●マンセル表色系 彩度 10 以上の色見本のイメージ

R	73	YR	74	Y~GY	75	GY~BG	76
↑ J05-50V □ 5R5/12 [st]	↑ J12-50V □ 2.5YR5/12 [st]	↑ J22-70V ☒ 2.5Y7/12 [st]	↑ J35-60T ☒ 5GY6/10 [vv]	↑ J05-40V □ 5R4/12 [st]	↑ J12-60X (ub) □ 2.5YR6/14 [vv]	↑ J22-80X (海) □ 2.5Y8/14 [vv]	↑ J37-60T ☒ 7.5GY6/10 [vv]
↑ J05-40X ☒ 5R4/14 [vv]	↑ J15-60V □ 5YR6/12 [st]	↑ J22-80V (ub) □ 2.5Y8/12 [lt]	↑ J39-60V ☒ 10GY6/12 [vv]	↑ J05-30T ☒ 5R3/10 [dp]	↑ J15-65X (U) ☒ 5YR6.5/14 [vv]	↑ J25-80W ☒ 5Y8/13 [vv]	↑ J42-50T ☒ 2.5G5/10 [vv]
↑ J07-40X (ub)(海) □ 7.5R4/14 [vv]	↑ J15-70V □ 5YR7/12 [lt]	↑ J27-85V (U) ☒ 7.5Y8.5/12 [vv]	↑ J45-50T ☒ 5G5/10 [vv]	↑ J07-40V ☒ 7.5R4/12 [dp]	↑ J17-70X □ 7.5YR7/14 [vv]	↑ J29-80V ☒ 10Y8/12 [vv]	↑ J46-60T (U) ☒ 6.25G6/10 [vv]
↑ J08-50V (U) ☒ 8.75R5/12 [st]	↑ J19-70V ☒ 10YR7/12 [vv]	↑ J32-70T ☒ 2.5GY7/10 [vv]	↑ J47-60T (U) ☒ 7.5G6/10 [vv]	↑ J08-50V (U) ☒ 8.75R5/12 [st]	↑ J19-75X □ 10YR7.5/14 [vv]	↑ J35-70V ☒ 5GY7/12 [vv]	↑ J52-50P 2.5BG5/8 [vv]
↑ J09-50X (ub) ☒ 10R5/14 [vv]	↑ J19-75X □ 10YR7.5/14 [vv]	↑ J35-70V ☒ 5GY7/12 [vv]	↑ J52-50P 2.5BG5/8 [vv]	マンセル値で発注しないようお願いします。	マンセル値で発注しないようお願いします。	マンセル値で発注しないようお願いします。	マンセル値で発注しないようお願いします。

第4章
許可の基準
1
2
3
4
5
6
7
8
9

BG~PB 77



↑ J55-50P 5BG5/8 [vv]



↑ J55-70P ☒ 5BG7/8 [lt]



↑ J59-60P ☒ 10BG6/8 [vv]



↑ J65-40P ☒ 5B4/8 [vv]



↑ J69-30P ☐ 10B3/8 [dp]



↑ J69-40T ☒ 10B4/10 [vv]



↑ J69-50T ☒ 10B5/10 [vv]



↑ J72-40T ⓂⓈⓊ☒ 2.5PB4/10 [vv]

マンセル値で発注しないようお願いします。



PB~P 78



↑ J75-30P ☒ 5PB3/8 [dp]



↑ J75-40T ☒ 5PB4/10 [vv]



↑ J76-50T ☒ 6.25PB5/10 [vv]



↑ J77-50T ☒ 7.5PB5/10 [vv]



↑ J77-40V Ⓢ☒ 7.5PB4/12 [vv]



↑ J77-30T ☒ 7.5PB3/10 [dp]



↑ J79-40T ☒ 10PB4/10 [vv]



↑ J85-30P ☒ 5P3/8 [dp]

マンセル値で発注しないようお願いします。



P~RP 79



↑ J85-40T ☒ 5P4/10 [vv]



↑ J89-40T Ⓢ☒ 10P4/10 [vv]



↑ J92-40V Ⓜ☒ 2.5RP4/12 [vv]



↑ J95-40V ☒ 5RP4/12 [vv]



↑ J95-50V ☒ 5RP5/12 [vv]



↑ J99-60T ☒ 10RP6/10 [lt]



↑ J99-50X ☒ 10RP5/14 [vv]



↑ J99-40V ☒ 10RP4/12 [vv]

マンセル値で発注しないようお願いします。



(一社) 日本塗料工業会塗料用標準色見本帳より

④ 建築物の形態と素材

新築	増築	改築	移転	撤去
○	○	○	○	

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が、周辺の景観と調和するものであること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

農山村景観を保全するため、日本瓦の勾配屋根や地域の自然素材又は伝統素材などを用いるよう努めること。擁壁や建築物のコンクリート、鋼材などは、ツタ類や自然石などによる被覆や緑化を行うよう努めること。

周辺と調和する建築物の例



従来のコンビニエンスストア



町並み景観と調和するコンビニエンスストアの事例



■ 解説

四万十川沿いの景観と調和した建築物のデザインへの配慮を規定するものである。昔ながらの農山村風景が残る地域では、陸屋根を避けて日本瓦の勾配屋根を採用することや、地域の自然素材又は伝統素材などを用いるなどの配慮が求められる。

ただし、この基準は景観への配慮を規定するものであって、構造的な制約を設けることを目的とするものではない。

⑤ 緑地の保全

新築	増築	改築	移転	撤去
○		○	○	

行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。

■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているもの）で表面が被われている土地

緑地を配置した建築物のイメージ



■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。緑地の保全を原則としたのは、ガソリンスタンドなど用途上の問題が生じる場合を想定している。

⑥ 跡地の整理	新築	増築	改築	移転	撤去
					○

撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。

■ 解説

建築物の撤去後に、その残骸を放置するなど景観を著しく損なうことを防止する。

⑦ 附帯して行う行為	新築	増築	改築	移転	撤去
	○	○	○	○	

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

石材を使用した事例



■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として、在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることによって農山村風景を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

3-2 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
10㎡以上又は 高さ1.5mを超えるもの	築造面積1,000㎡以上 又は 高さ5.0mを超えるもの
面積10㎡は、四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響は大きいことから定めたもの。高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。	築造面積1,000㎡は、自然公園法における普通地域での届出が必要な規模を参考としたもの。高さ5.0mは、電線路などの架線の高さを参考としたもの。

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な動植物の保全 ② 光害の抑制 ③ し尿及び雑排水の処理 ④ 振動・騒音の抑制 ⑤ 緩衝帯の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 稜線の分断 ② 工作物の高さ ③ 工作物の色彩 ④ 緑地の保全 ⑤ 太陽光発電施設の遮蔽 ⑥ 跡地の整理 ⑦ 電線路等の支持物の設置 ⑧ 附带して行う行為

生態系の保全

① 重要な動植物の保全

新築	増築	改築	移転	撤去
○				

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地*でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
(自然環境保全基礎調査)

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上と

なっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

② 光害の抑制	新築	増築	改築	移転	撤去
	○	○	○	○	

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培及び病虫害防除のために設置する場合を除く。）は、光害を抑制するため、光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とする。

■ 解説

生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限にするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

③ し尿及び雑排水の処理	新築	増築	改築	移転	撤去
	○	○	○	○	

し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

■ 解説

水質汚濁防止法においては、特定事業場から公共用水域に排出する水質の規制値が定められているため、四万十川条例では、これ以外の“し尿及び雑排水の処理”について規定し、水質の保全に努めることとした。

④ 振動・騒音の抑制	新築	増築	改築	移転	撤去
	○	○	○	○	○

振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用、その他の方法によりその抑制をすること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

事業に使用する原動機などの振動又は騒音の発生源となる設備等は、極力、低振動及び低騒音型のものを使用すること。

■ 解説

振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えることがあり、特に産卵期や繁殖期などにはその影響が大きくなる。

ここに、申請段階で行為後の振動や騒音の規制基準を設けることは、計画値に対する規制基準となり判断が困難であるため、工事中における建設機械などについて、低振動・低騒音型の機械を使用するなど、振動・騒音の抑制をすることとした。

また、事業（行為後）に使用する原動機などの振動や騒音の発生源となる設備等についても、できる限り低振動・低騒音型とするよう要請することとした。

⑤ 緩衝帯の配置

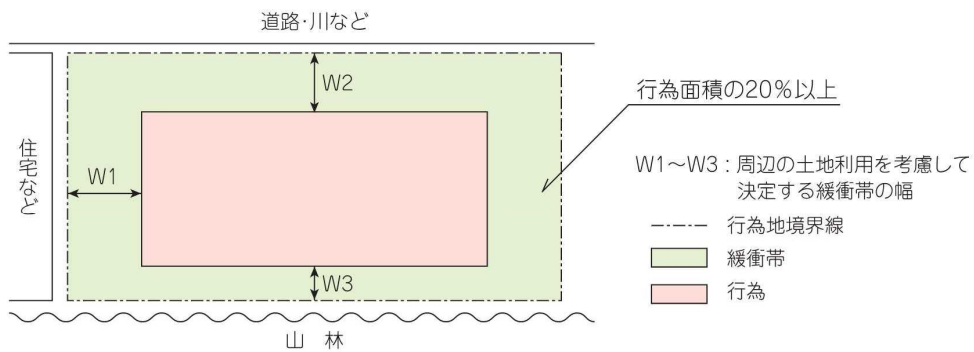
新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

「周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物」の行為にあつては、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、在来種の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。

イ 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。

緩衝帯の配置例



■ 定義

中高木：中木（1.0m～3.0m）以上の樹木

面積：面積は、投影面積とする

緩衝帯：自動車交通や工場の操業などにより発生する振動、騒音、排出ガスなどの影響を和らげる施設として、幹線道路や自動車専用道路の外側に設置する植樹帯及び側道などの環境施設帯、公害や災害の発生源と市街地を分離遮断するために設ける緩衝緑地などを総じて緩衝帯という。

土地利用：商業地、居住地、学校、公園緑地、農地、山林などの他、道路、河川なども含む

■ 解説

行為地周辺の動植物への振動、騒音などの影響を樹木による緩衝機能により緩和する。

面積率は、工場立地法における以下の基準値を参考とした。

緑地面積の敷地面積に対する割合

- ・ 第一種地域：20%超～25%以下
- ・ 第二種地域：15%超～20%以下

■ 景観の保全

① 稜線の分断

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○		○	○	

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

稜線側にある「保全・活用地区」の外側に設置する場合においても、色彩に配慮するなど稜線を分断することによる影響を最小限にとどめるよう配慮すること。

■ 解説

四万十川から見通せる山の稜線を人工的に改変し、山と川の一体的な景観を著しく損なうことを防止する。

風力発電施設、電波塔、電線路等の支持物等は、稜線上に設置される可能性が高く、景観上の影響も多大である。しかし一方で地域振興にも欠かせないものであることから、稜線を分断しないことを原則とするが、申請地が最適地であり、流域の振興に資するものと知事が判断する場合は、設置を認めることとした。ただし、この場合でも可能な限り重点地域外に設置し、色彩に配慮するなど稜線を分断することによる影響を最小限にとどめるよう配慮を求める。

稜線を分断する行為のイメージ



② 工作物の高さ

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○		○	○	

「回廊地区」における工作物の高さは、次のとおりとする。

重点地域	制限項目	工作物の高さ
回廊地区		13mを超えない

■ 解説

道路などから見た四万十川の眺望を阻害することを防止するため、工作物の高さを制限する。

※高さ13mは、自然公園法における第2種及び第3種特別地域の建築物の上限値を参考としたものである。

③ 工作物の色彩

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

電波塔や電線路の支持物等は、周辺の農山村風景等に配慮した色彩とし、景観の保全を図る。

色彩の目安としては、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況（尾根）や工作物の用途によってはこの限りでない。これは、公共工事において用いられる景観に配慮した深緑色を基本色としたもの。

④ 緑地の保全

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○		○	○	

「大規模な工作物」を新築、改築又は移転する場合は、行為の完了後に当該行為地に在来種による緑地を配置すること。

■ 定義

緑地：中高木、低木若しくは芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているもの）で表面が被われている土地

■ 解説

行為によって失われる緑地は、管理の行き届く範囲で可能な限り行為地内に配置し、景観を保全する。

⑤ 太陽光発電施設の遮蔽

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○		○	○	

第16条第3号カに掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周辺は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

周辺環境に配慮するため、行為の完了時点において在来種による植栽、木柵等の遮蔽措置を講ずるよう努める。

主要な眺望場所から見えない行為地は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずるよう努める。

■ 解説

太陽光発電施設について、その特性上、周辺の景観への影響が大きいことから、施設が直接主要な眺望場所から見えないような、遮蔽措置を行う。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路とした。

また、主要な眺望場所から見えない行為地は、配慮要請項目として許可書に明示するものとする。

具体的な遮蔽方法については、第10章に基本的な配慮事項を定める。

■ 木柵による遮蔽参考事例

- ・木柵の素材は、周辺の景観と調和するよう、木製を主体とすることが望ましい。
- ・木柵の構造は、圧迫感を緩和するよう、スリットを設けることが望ましい。

(1) スリット幅狭例（間隔 10～20mm）

○縦板事例（高知県森林研修センター）

正面図



側面図



背面図



○縦板事例（高知県森連会館）



○横板事例（高知県森林研修センター）



足下植栽による目隠し

(2) スリット幅広例（間隔 30～50mm）

○縦板事例（高知県立林業大学校）



○横板事例（四万十ヒノキの家）



植栽による周辺環境との調和

■ 在来種の植栽による遮蔽参考事例

遮蔽に使用する樹木は、生態系への配慮の観点から樹冠幅で遮蔽する樹種を以下の樹種から選定し、列植することが望ましい。

植栽単独での遮蔽の場合は、参考事例のような常緑樹種が必要とされるが、周辺環境や圧迫感の緩和を目的として木柵と併用する場合は、落葉樹の配植も可能となる。

参考事例

	高木類	中木類	低木類
上流域	タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、スダジイ	ヤブツバキ、ホソバタブ、シロダモ、サカキ、ネズミモチ	ヒサカキ、アオキ
中流域	タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、クスノキ、 <u>エノキ</u> 、 <u>ムクノキ</u>	ヤブツバキ、ホソバタブ、シロダモ、サカキ、ネズミモチ	ヒサカキ、アオキ、 <u>アキグミ</u>
下流域	タブノキ、アラカシ、ヤマモモ、 <u>エノキ</u> 、 <u>ムクノキ</u>	ヤブツバキ、ウバメガシ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ	マサキ、トベラ、タイミンタチバナ、シャリンバイ

※ 下線部は、落葉広葉樹

■ 植栽事例



⑥ 跡地の整理

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
				○

撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。

■ 解説

工作物の撤去後に、その残骸を放置するなど景観を著しく損なうことを防止する。

⑦ 電線路等の支持物の設置

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

電線路等の支持物は、原則として「回廊地区」には設置しないこと。

■ 解説

水辺林などの川沿いの自然景観を保全するための基準。

⑧ 附帯して行う行為

新 築	増 築	改 築	移 転	撤 去
○	○	○	○	

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることにより農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

4. 建築物の外観の模様替えで規則で定めるものをする

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの	
外観の模様替えや色彩の変更は、景観への影響が多いため、小規模な行為から対象とした。	

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
—	① 外観の模様替え

■ 景観の保全

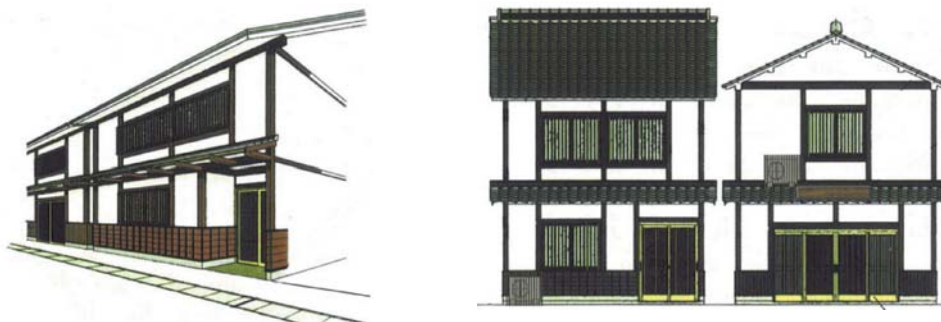
① 外観の模様替え

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が、周辺の景観と調和するものであること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

農山村景観を保全するため、日本瓦の勾配屋根や地域の自然素材又は伝統素材などを用いるよう努めること。擁壁や建築物のコンクリート、鋼材などは、ツタ類や自然石などによる被覆や緑化を行うよう努めること。

景観と調和する外観の模様替えのイメージ



中村小京都まちなみ景観づくり要項及び基準（素案）のイメージより

■ 解説

四万十川沿いの景観と調和した建築物のデザインへの配慮を規定するものである。昔ながらの農山村風景が残る地域では、陸屋根を避け、勾配屋根を採用することなどの配慮が求められる。

ただし、この基準は景観への配慮を規定するものであって、構造的な制約を設けることを目的とするものではない。

5. 建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更で規則で定めるもの をすること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの	
外観の様様替えや色彩の変更は、景観への影響が多いため、小規模な行為から対象とした。	

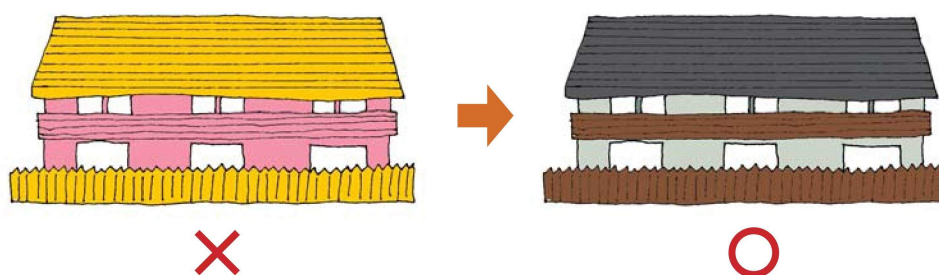
許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
—	① 建築物の色彩 ② 工作物の色彩

■ 景観の保全

① 建築物の色彩

建築物の屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

建築物の色彩の変更のイメージ



■ 解説

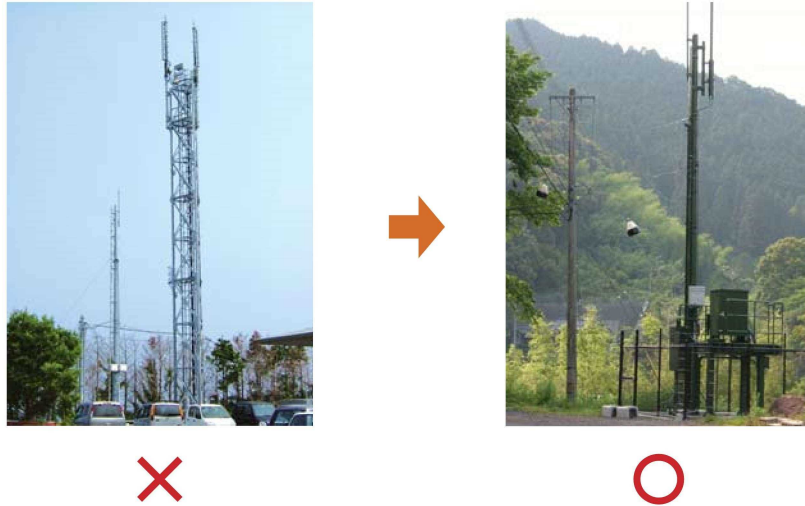
四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

② 工作物の色彩

工作物の色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

工作物（携帯電話の鉄塔）の色彩変更のイメージ



■ 解説

四万十川と農山村の景観に不調和となる、極端に奇抜な色彩が避けられるよう、彩度により許可の判断を行う。

日常的な色の印象や感じを表す色調（トーン）の分類において、「さえた、あざやかな、派手な、目立つ」などの感情効果を表す「ビビッドトーン」は、マンセル表色系の彩度10以上の色調であることから、この色調を出来るだけ排除する観点から彩度を10未満と規定した。

電波塔や電線路の支持物等は、周辺の農山村風景等に配慮した色彩とし、景観の保全を図る。

色彩の目安としては、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況（尾根）や工作物の用途によってはこの限りでない。これは、公共工事において用いられる景観に配慮した深緑色を基本色としたもの。

6. 天然林を伐採すること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
100㎡以上のもの	——
面積100㎡は、流域における開発行為の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。	——

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全	① 天然林の保全

■ 生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討※し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
(自然環境保全基礎調査)

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

■ 景観の保全

① 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。
また、行為全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。

水辺の天然林の保全



■ 解説

水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

7. 針葉樹（スギ及びスノキに限る）を植樹すること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
100㎡以上のもの	—
面積100㎡は、流域における開発行為の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が懸念される規模として定めたもの。	—

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全	① 間伐の計画

生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討※し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
（自然環境保全基礎調査）

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

■ 景観の保全

① 間伐の計画

下刈り及び間伐に係る計画書を提出し、適正な施業を行うこと。

ただし、森林法第11条に基づく森林施業計画の策定、または、森林施業の実施に関する市町との協定の締結による場合は、その写しを提出すること。

間伐が実施された針葉樹林



■ 解説

遊休地などにスギ・ヒノキを新たに植樹し手入れが行われなまま放置され、森林の荒廃、ひいては河川
の環境悪化につながることを防止する。

間伐計画の提出などの必要な処置を講ずることを前提として植樹を認めようとするものであり、将来の管
理に対する実効性の担保に問題があるが、今後植樹した森林の荒廃が生じた場合は、改善命令等により適切
な対処が可能となる。

8.看板、広告板その他これらに類する物で、規則に定めるものを設置すること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
①*屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するもの。 ただし、以下のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> *高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの 自家用広告物等（自動販売機を除く。）及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあつては、その縦及び横の長さがそれぞれ4m以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4㎡以下のもの ②自動販売機	

※高知県屋外広告物の手引きで確認すること

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全 ② 光害の抑制	① 看板・広告板等の色彩 ② 附帯して行う行為

■ 生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地※でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討*し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
 （自然環境保全基礎調査）

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定あり。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

② 光害の抑制

屋外照明その他これに類するものを設置する場合は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

遮光具などにより、水平以上に光が漏れない構造とする。

■ 解説

生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、光に対しては、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように光を嫌う種がいるが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられる。

そこで、屋外照明は、昆虫が集まりにくい波長の光源（ナトリウム灯など）を使用することにより、昆虫類に配慮することとした。

また、要請する事項として、周囲の生態系への影響を最小限とするためや、天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造とした。

■ 景観の保全

① 看板・広告板等の色彩

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条各号に掲げる「禁止地域等」以外の場所において、看板・広告板、又は、自動販売機を「回廊地区」及び「保全・活用地区」に設置する場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、原則としてマンセル値（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）に規定する彩度をいう。）が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

イ 蛍光色は、使用しないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

看板の素材は、集落景観と調和することとし、支柱を除き自然素材の使用に努める。

景観に配慮した看板の事例



景観に配慮した自動販売機の事例



■ 解説

高知県屋外広告物条例により、看板等は四万十川の両側500m（都市計画区域は200m）は、設置禁止地域に指定されている。また、国道381号、国道441号等や県道窪川船戸線の一部は、同条例により許可地域に指定されている。

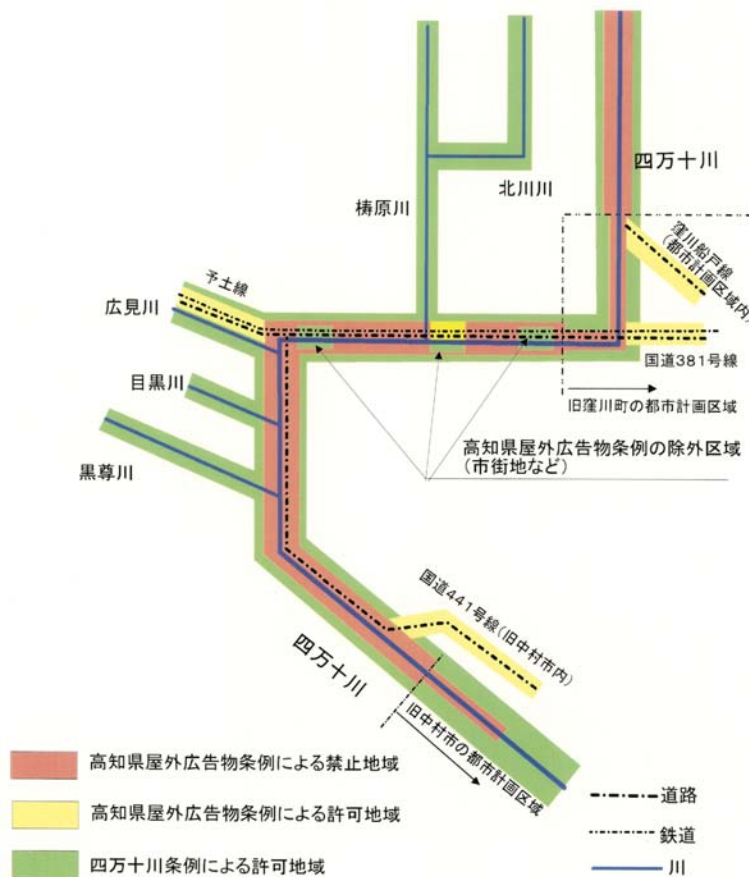
なお、自動販売機は屋外広告物条例から除外されているため、四万十川条例により規定した。

支柱及び表示板の色彩は、（一社）日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳（2017年J版）を参考とし、深緑色（マンセル値5GY3/1程度）とすることが望ましい。ただし、周辺の状況や用途によってはこの限りでない。

これは、公共工事において用いられる景観に配慮した濃い茶色と深緑色を基本色とするものである。高さ2.0mは自動販売機をイメージしており、最大値で判断する。

■ 重点地域に関わる「高知県屋外広告物条例に基づく禁止地域及び許可地域」

看板・広告板等の規制イメージ



② 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることにより農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。

9. 屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること

許可を要する規模	
回廊地区	保全・活用地区
面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	面積1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの
面積10㎡は、四万十川の価値を決定づける回廊地区を保全するため、小規模であっても生態系や景観に及ぼす影響が大きいことから定めたもの。高さ1.5mは人の目線で景観に配慮したもの。	面積1,000㎡は、事例調査の結果、開発行為として一般的な規模であり、生態系や景観への影響を配慮して定めたもの。高さ3.0mは、乗用車の三段積み程度、平均的な平屋建て住宅の軒高に相当する。

許可基準の項目	
生態系の保全	景観の保全
① 重要な動植物の保全	① 物品の遮蔽 ② 附带して行う行為

生態系の保全

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地^{*}でないこと。

■ 配慮要請項目（許可書に明示）

1.0ha以上の大規模な行為を行う場合は、行為予定地において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された種、国又は高知県の「レッドデータブック」に登載される絶滅危惧種及び絶滅のおそれのある地域個体群が分布している可能性を検討^{*}し、生息又は生育若しくはその可能性が高いと認められた場合は、その種の学識経験者に意見を聞くなど、保全への配慮が行われるよう努めること。

※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」に記載
(自然環境保全基礎調査)

■ 解説

国、県、市町の指定する天然記念物については、文化財保護法に基づき管理されている。（国、県、市町（四万十市・津野町・中土佐町）は罰則規定有り。H29現在）

面整備事業における環境影響評価法の面積要件は、第一種事業で100ha以上、第二種事業で75ha以上となっている。

四万十川条例で規制対象となる小規模な開発は、環境に与えるインパクトに対して、調査に要する費用が過大となることから、公表された国、県、市町の指定する天然記念物及び自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」により行為地と生育・生息場所の確認を行うことによって、重要な動植物の保全を図る。

■ 景観の保全

① 物品の遮蔽

主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、在来種による植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

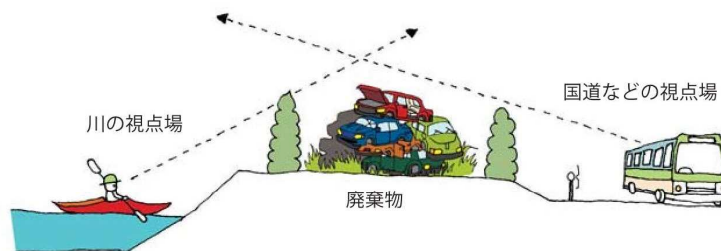
■ 定義

主要な眺望場所：四万十川本川と、本川沿いの主要な国道若しくは県道

物品の遮蔽措置のイメージ



生け垣などの配置と高さ



■ 解説

物品の集積場は、生垣や中高木又は木柵等により遮蔽することで景観に配慮する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における廃棄物の保管基準において、廃棄物の荷重が直接かかる場合には、同法の管理基準による構造耐力上の安全性を確保したうえで、生け垣による景観への配慮を行う必要がある。荷重が直接かからない場合には、同法と調整のうえ囲いを生け垣に代えることができる。

主要な眺望場所は、県内外から訪れる観光客の視点や地域住民の生活の豊かさを確保することから、観光資源となっている四万十川の本川と本川沿いの道路を指定した。また、主要な支川については、既存の地域産業へ配慮するため除外した。

※木柵及び植栽による遮蔽参考事例をP71、P72に例示

② 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は行為地内において材料として利用すること。
- ウ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

■ 解説

行為によって生じる裸地の放置は、山と川の一体的な景観を著しく損なうため、植生の早期回復を目的として在来種の苗木などによる植栽工法等を有効に活用し、周辺環境との調和を図る。

また、四万十川流域では、傾斜した土地を有効利用するために築かれた石垣が周辺と調和し、特徴的な景観を形成している。これらの石垣は可能な限り残し、再築する場合にも石材を有効利用するよう努めることにより農山村景観を保全する。

なお、水辺の天然林は、四万十川沿いの自然豊かな風景をかもしだす重要な要素であるとともに、豊かな生態系を育む多面的機能も有しているため、原則保全することとし、全体の伐採率を規定することで、保全と振興の調和を図る。